

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 中国子会社の組織再編と新企業所得税法(その2)

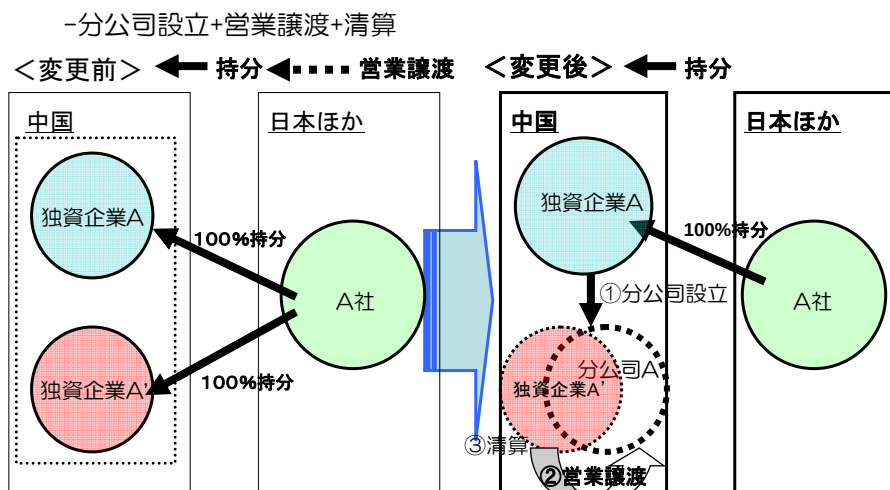
前回は同一税務局、税関管轄地域内にある2法人の統合(＝同地統合)について解説しました。今回は異なる地域に設立されている法人の統合(＝異地統合)と、このたび新たに公布された、企業所得税の本支店分納制に関する規定の解説をします。本支店分納制の成否は、将来、中国で連結納税が導入されるかどうかに関わっており、特に統括会社(投資性公司)を中国に有する企業の税務担当者にとり、今後の実施状況が注目される規定です。

異地統合の方法

同地合併と同じく、法人の経営統合において一般に用いられるのは(吸収)合併ですが、異地合併の場合、異なる地域(市)に設立された2法人の消滅法人側では、税関を始めとする行政各部門への名称登記変更等の手続が必要となり、特に税関登録の切替等不確定要因が多く、輸出入の一時停止をリスクとして見込んでおかなければなりません。これを代替するものとしては、「分公司設立⇒営業譲渡⇒清算」の方法があります。図のとおり、本社(A社)の独資子会社Aの分公司(分工場)を、他方の独資企業A'の登記場所に設立し、その後、A'の事業をAに譲渡し、分公司で生産経営を引き継ぎます。営業譲渡後のA'は、法人格のみが存在する実体のない法人となりますので、清算手続に入ります。また、営業譲渡と似て非なるものとして、資産譲渡(後述)があります。

異地合併、営業譲渡、資産譲渡いずれの方法も最終形としては、独資企業A'の事業が実質的に独資企業Aの分公司に引き継がれるところは同じですが、移行プロセスの違いによりメリット、デメリットが分かれます。

異地統合-営業譲渡



異地統合の課税問題

営業譲渡とは、企業がその一部或いは全部の営業財産を一体として他の企業に譲渡することを指します。営業譲渡又は譲受自体は、譲渡側、譲受側双方の企業の存続性には影響を与えません。

営業譲渡は、資産のみならず債務や労働力、商圏といった企業財産権を一体として価値評価し譲渡する行為を指します。これに対して、土地使用権、建物、設備、在庫、債権債務或いは従業員の雇用を、それぞれパーツとして組み合わせて必要な要素のみを取引する場合を、ここでは資産譲渡と呼びます。

異地合併とその他二方法で大きくことなるところは、登録の抹消手続はあるにせよ前者が法人A'の清算を必要としないことに対して、後者が法人清算を必要とすることです。法人清算によるデメリットとしては、過去に受けた優遇税制の取消しと法人清算前の税関、税務局等の検査により過去の未納税額がある場合の追徴納税が生じることがあげられます。また、合併においては消滅法人A'に繰越損失がある場合に、これを合併後に引き継ぐことが可能（繰越限度額が設定されるものと思われます。前号参照）であるのに対して、その他二方法では、引き継げないというのもデメリットと言えるかもしれません。以下に、行為及び各種資産別の税務上の取扱いを比較検討します。

①行為に対する課税

前号で解説したとおり、合併取引自体に対する企業所得税の課税はありません。以下②～④各項目においても合併の場合には課税関係が生じません。

次に、営業譲渡の譲渡側の企業が取得した営業譲渡収益または損失は課税所得額を構成します。税務上の優遇措置は、譲渡側、譲受側双方とも営業譲渡自体を理由として変更となることはありませんが、譲渡側であるA'の経営期間が10年未満で清算とする場合、経営期間10年以上の生産型企業に認められる、企業所得税の2年間免税、3年間半減税率適用の優遇を過去に享受していた場合には、優遇税額相当額の追加納付が必要となります。資産譲渡においても同様に、各資産の譲渡益或いは譲渡損失は企業所得税上の課税所得額を構成します。

②土地使用権及び建物に対する課税

営業税の関連規定では、課税対象役務の有償提供、無形資産の譲渡或は不動産の売却行為等が営業税の課税対象として定められていますが、有形資産、債権、債務及び労働力を一体として譲渡する営業譲渡は、不動産や無形資産の譲渡のような単なる資産の移管とは異なるものと取扱い、営業税を徴収しないと規定されています。

よって、事業を一体として譲渡する営業譲渡というよりは、企業の個別資産の譲渡（無形資産、不動産）であると判断される場合には、譲渡対価の課税資産部分に対して営業税の課税が行われます。債権債務の引継ぎは会社法で、従業員の引継ぎは労働法で規定される一定の条件及び手続（債務者・債権者への適時公告、雇用条件の継続等）に従うこととなりますので、相応の手間とコストがかかります。これらを考慮して、必要な税金を払ってでも、土地使用権、生産設備、在庫及び必要な従業員のみを引き継ぐ資産譲渡を選択する方が有利な場合もあり得るでしょう。この場合、債権債務は引き継がず、回収・支払いを完了し全て現金化してから法人を清算します。

③設備及び在庫に対する課税

増値税の関連規定では、物品の販売或いは加工、修理修繕労務の提供及び物品の輸入が増値税の課税対象として定められており、企業資産、債権、債務及び労働力を一体として譲渡する行為は、企業の固定資産や在庫の譲渡行為とは異なり、増値税を徴収しないものと規定されます。

営業税と同様、企業の個別資産の譲渡（設備、在庫）であると判断される取引であれば、増値税の課税対象となります。但し、設備等の自己使用固定資産は、（1）固定資産台帳への記載があること、（2）実質的に1年以上の使用があること、（3）売却価格が取得価額を上回らないこと（簿価譲渡であれば条件充足）の三条件を充足する場合には、実際には課税が生じません。

注意すべきは免税輸入設備の取扱いで、設備を通関した法人とは異なる法人への設備移管となることから、税関の監督管理期間（5年）未経過の設備に関しては、輸入関税及び増値税の追加納付が、営業譲渡、資産譲渡共に必要になります。関税計算上の評価額は残存価額ゼロ、5年定額法での減価償却計算による償却後簿価を基準とします。

在庫に関しても、免税輸入材料は税関による監督管理を受けていますので、A'の名義で保税輸入した材料を、分公司名義により保税通関する手続が必要になり、税関当局での実務的な確認が必要です。

④資産の登録に対する課税

営業譲渡、資産譲渡のいずれにおいても、土地使用権及び建物の登記変更が必要になります。ここで、対象資産の譲渡対価の3%～5%の契税及び譲渡益に対する30%～60%の土地増値税の課税が生じます。営業譲渡の対価を簿価相当額で決定している場合であっても、土地建物の登記所である『不動産交易中心』の窓口に置かれる財政局にて、譲渡価格が公正であることを証する不動産評価鑑定書の提出が一般に求められます。譲渡価額に関わらず、契税は当該評価額を基準に算定されます。土地増値税も、譲渡価額を基準に、評価鑑定額を参考として算定される可能性が高いでしょう。土地建物の登記には、税務局の発行する当該土地増値税納税証が必要となります。一方、合併の場合は、契税、土地増値税ともに免税であることが規定上明らかにされており、資産課税における税務コストは、合併を選択した場合と、分公司⇒営業譲渡を選択した場合で大きく異なります。

合併、営業譲渡、資産譲渡の三方法による優劣を以下にまとめます。

	合併	営業譲渡	資産譲渡
メリット	法人の清算を伴わない 契税・土地増値税非課税 輸入設備免税継続 消滅法人の繰越損失の引継	生産の継続性	生産の継続性 必要な資産のみの引継ぎ
デメリット	生産の暫時停止リスク	法人清算に伴う過去の優遇取消と税務検査 契税・土地増値税課税 輸入設備免税解除（課税） 清算法人の繰越損失切捨	法人清算に伴う過去の優遇取消と税務検査 土地建物への営業税課税 設備・在庫への増値税課税 契税・土地増値税課税 輸入設備免税解除（課税） 清算法人の繰越損失切捨

異地統合後のオペレーション上の課題

三方法いずれの場合においても、最終形としては、総公司（本社）＋分公司（支店）の形態をとります。分公司では、経費・購入代金の支払のための人民元銀行口座を分公司名義で有することはできませんが、輸出入貿易代金の決済に用いる外貨口座は持てず、総公司名義の口座での決済となります。税関登録も分公司の所在地で総公司の名義で行なうことから、税関用語上でいうところの異地通関を行うこととなります。

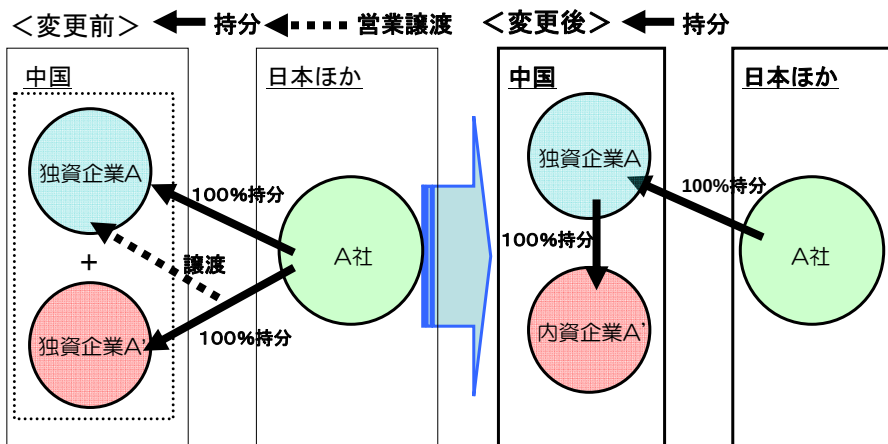
分公司が独立法人でないことの制約はこの他にもいくつかあると思われますが、オペレーションに大きく影響する事項は、為替と通関、でしょう。本国にいるとなかなか実感できませんが、特に通関事務は、社内に通関士を置くことが義務とされているように、スムーズな生産経営においては種種雑多な手続を即座に処理することが求められます。総会社の税関登録証(原本)の提示、或いは印鑑が必要となる場合等で、いちいち総会社に出張をしていたのでは、生産に支障が生じることになります。外為関係では、貿易取引の決済はよいとしても、分公司が負担する技術指導料、ロイヤリティなどの非貿易送金においては、分公司当地での納税証を総会社を送り、送金するという手続になります。税関及び外貨管理局との、ルティーン業務のみならずイレギュラーなケースにおける手続の簡略化と、総会社と分公司の間の事務フローの確立が必要です。

合併後において分公司を総会社と切り離して完全に独立経営することはできませんが、これらの課題を克服することで大きな統合のメリットを享受することもできるわけです。

上記の制約条件(或いは実務上の壁)を受けない方法としては、下図のような垂直統合があります。本社(A社)の有する独資企業A'の持分を独資企業Aに有償譲渡或いは現物出資する方法です。A'の法人格は消滅せず、税関及び外貨管理局への登録もそのままですので上記のデメリットは生じません。一方で、A'は内資企業になることから、前述の税関の管理監督期間(5年)内の保税設備の免税優遇が受けられなくなること、日本からの直接投資であれば享受できた配当にかかるみなし間接税額控除の恩恵に与れなくなること、また、合算課税もないことから、日本からの直接投資を垂直統合に変更しようとするインセンティブは多くはなく、強いて言えば指揮命令系統(A⇒A'の関係)の明確化が図られることでしょうか。

異地統合②-持分譲渡/現物出資

-持分譲渡または持分の現物出資による垂直統合



本支店分納制の新規定

法人の支店化に伴う問題のひとつに、支店化することによる税源の減少を嫌う税務当局の不同意の問題がありました。本年1月及び3月に公布された通達【財預(2008)10号、国税発(2008)28号】は、本支店制を敷く企業の納税を本店一括納税とするのではなく、支店所在地でも税金を予納することで、地方の財源問題を解決するものであり、法人の支店成りに対する朗報であるといえます。ここでは、両通達のエッセンスを紹介します。

1. まず、各支店は支店毎の損益計算書、貸借対照表を有していることを前提とします。連絡事務所に位置付けられる拠点は分納制の対象とはなりません。また、支店は法人の資本金に相当する

拠出金額を有しており、本支店会計に基づく本店との仕入/売上及び債権/債務を計上する必要があります。

2. 税額は本店が月或いは四半期の課税所得額に基づき一括計算します。本店と支店とで異なる税率が適用される場合には、本店で課税所得額を算定し、これを下記に述べる本支店分配比率に応じて各支店に配分し、税率を乗じて算定された税額を合計して総税額を算出します。月次/四半期計算が実務上困難である場合には、簡便法として前年度の納税額の1/12(月次)または1/4(四半期)を採用することもできます。

3. 算定された本支店合算税額の50%を各支店所在地で予納し、50%を本店所在地で予納します。ここから先は納税者には無関係ですが、本店所在地で予納する税額の半分(総額の25%)は、本店所在地の国庫にいったん入り、中央60:地方40の比率で配分されます。残りの半分(総額の25%)は、中央国庫に直接入り、その60%は中央財源、40%は過去の実績に応じて地方交付税的に中央より地方に一部交付されます。各地方で予納された税額も基本的に、中央60:地方40で配分されます。中国の企業所得税が、国税と位置付けられる税金でありながら、原則として下から上に上納する方式をとるものであることから、各地方が第一義的な徴税権を手放したくないということがあります。中央に入る所得税が税額の60%であることは変わりがないものの、このように複雑な仕組みを採らざるを得ないのは、地方分の40%を確保したい、それぞれの地方の財源の取り合いであるといえます。

4. 各支店の納税額は、支店売上高、従業員給与総額、支店総資産を 0.35:0.35:0.3 の比率で加重平均した係数を合算税額の50%に乗じて算出します。

5. 支店所在地の税務局が配分比率に異議のある場合には、本店所在地の税務局に書面で異議を申立てることができます。本店所在地の税務局は30日以内に回答をしなければならず、当該決定に支店所在地の税務局は従わなければなりません。

当該本支店分納制は主として国有企業に大きな影響を与えるものですが、その運用が各地の税務当局の満足のいくものであるかどうか注目されます。その成否如何で、中国における連結納税の実施が早まるか遠のくかを占うことができるでしょう。ただし、早くも税務局の現場からは複雑すぎて実施不可能との声が上がっており、通達取消しの可能性も否定できません。

初出: 月刊「国際税務」(税務研究会刊)

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸(公認会計士)

CHINA WEEKLY

トピックス:「人民元 7.0000 割れ」～人民元相場の着地点は?～

(相場見通し)	2008/04-06 月	2008/07-09 月	2008/10-12 月	2009/01-03 月
ドル/人民元直物	6.9000-7.1000	6.7000-6.9000	6.5000-6.8000	6.3000-6.7000
円/人民元直物	6.5700-7.4800	6.2600-7.1200	6.1900-7.1600	6.3000-7.4500

1.今後の人民元見通し「人民元高の背景の変化が更なる元高を呼ぶ」

4月10日、人民元の対ドル相場が1ドル＝7.0000の大台を割り込んだ。3月末には7.0100台まで人民元高が進んだ事から時間の問題であったとは言え、2006年5月15日に8.0000を割り込んで以来の大台割れとなった。2006年5月に8.0000を割り込んだ際には、すぐさま対ドル人民元相場は反転し、その後は暫く8.0100～8.0200での揉み合いが続き、8.0000割れが定着したのはほぼ1ヶ月後の6月中旬以降であった。

これは当時の中国当局が急速な人民元高を嫌う傾向にあった為、スミージング・オペレーションとしての元売り介入が実施された為と思われるが、最近の人民元高の加速には要因の変化がある事から、一気に6.0000台が定着する可能性は否定出来ない。



(Bloomberg より)

(1)海外マクロ要因の変化 「サブプライム問題の拡散がドル安を促進」

昨年7月に顕在化した米サブプライム問題は国際金融市場の信用収縮を招き、全米第5位の投資銀行ベアースターンズの救済合併と言う象徴的な出来事も起きた。この過程に於いて米ドルが主要通貨・エマージング通貨に対して軒並み下落、人民元高の進行もその一つと言える。

また米経済が減速しても、中国に代表されるアジアは影響を免れるとの「デカップリング論」が取り沙汰され、その中で国際経済の牽引役として中国が期待された事が、更なる元高を後押しした事は否めない。デカップリング論自体はその後の国際経済へのサブプライム問題の拡大を受けて否定されつつあるが、今年1月の米ビジネスウィーク誌には“Can China's Economy Withstand a U.S. Slowdown?”¹と題した記事が掲載され、今まで米国が担ってきた世界経済の最大消費地への役割分担を求める動きが、中国一人勝ちを許さない状況を醸成しており、巨額な貿易黒字と外貨準備を抱える同国に対する人民元高要望の声は欧州からも強まっている。

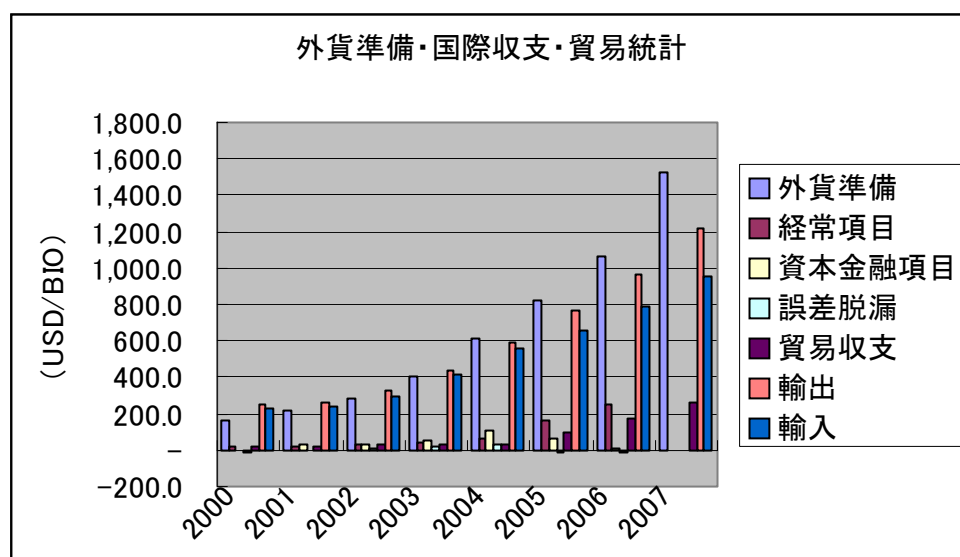
¹ 2008年1月8日電子版に掲載。

(2)国内マクロ要因の変化 「マクロ金融政策としての人民元高容認」

昨年12月の中央経済工作会議に於いて、2008年の経済政策の主要任務として「2つの防止」が明確に打ち出された。一つは「経済成長の過熱の防止」であり、もう一つは「インフレの防止」である。

第一の防止について、中国当局は昨年来、6度の金利引き上げ、12回の預金準備率引き上げ、窓口規制と外債規制による貸出抑制、加工貿易への各種規制を実施して来たにも関わらず、中国経済は高成長を維持し続けており、過剰流動性も改善されていない。こういったミクロ的手法では限界であるとの見方から、中国経済の2つのエンジンである「投資」と「輸出」の内、後者にブレーキを掛ける為に「マクロ政策としての人民元」が昨年前半より活発に議論される様になった。

第二の防止について、中国政府を悩ます原因の一つが生産コストの上昇である。急速な経済成長と加工貿易の発達により、輸出のみならず輸入も急拡大しており、原材料・原油価格の高騰は中国経済の川上部門にも影響が広がっている。こうした状況下、周小川人民銀行総裁の発言²に見られる様に、コストインフレ防止の為に自国通貨高政策を中国も選択していると見て良いだろう。



(国家外匯管理局、商務部 HP より市場業務部(中国)作成)

詰りは昨今の人民元高は2005～2006年と異なり、中国政府・当局の容認の元、進むべくして進んでいる点に注意しなければならない。3月の全人代では「経済引き締め政策の継続」が確認され、目標インフレ率は昨年実績と同じ年率4.8%に設定された。しかし、中国政府が認める通りこの目標は相当に達成困難な目標³であり、各種政策の手綱を緩める事は出来ない。因って外部環境に著変無き限りは人民元高容認も当分続くと見るべきであろう。

2.中国経済と人民元高 「05年切り上げ以後の動き」

中国が2005年7月21日に「人民元対米ドル相場の2.1%の切り上げとバスケット通貨を参考にした管理フロート制への移行」を発表して以来、人民元対ドル相場は15%以上上昇し、各種金融政策・規制緩和が実施されて来た(次頁参照)。この過程に於いても前述の通り、中国の貿易黒字、外貨準備は伸び続けており、人民元高の影響は今の所は軽微と言える。しかしながら、同時に実施された金融引き締めと加工貿易への各種規制の影響は徐々に広がっており、これからは「景気過熱とバブル崩壊」を未然に防ぎながら、「経済構造の転換」と「内需主導の経済への転換」と言う大きな目標をこなしていかなければならない事を示している。これには大胆な政策と微妙な経済の舵取りが要求される為、第二期胡一温体制の指導力の真価が試される事となろう。

² 3月18日「人民元の適当な上昇や多少の加速はインフレ抑制の助けになる」と発言。

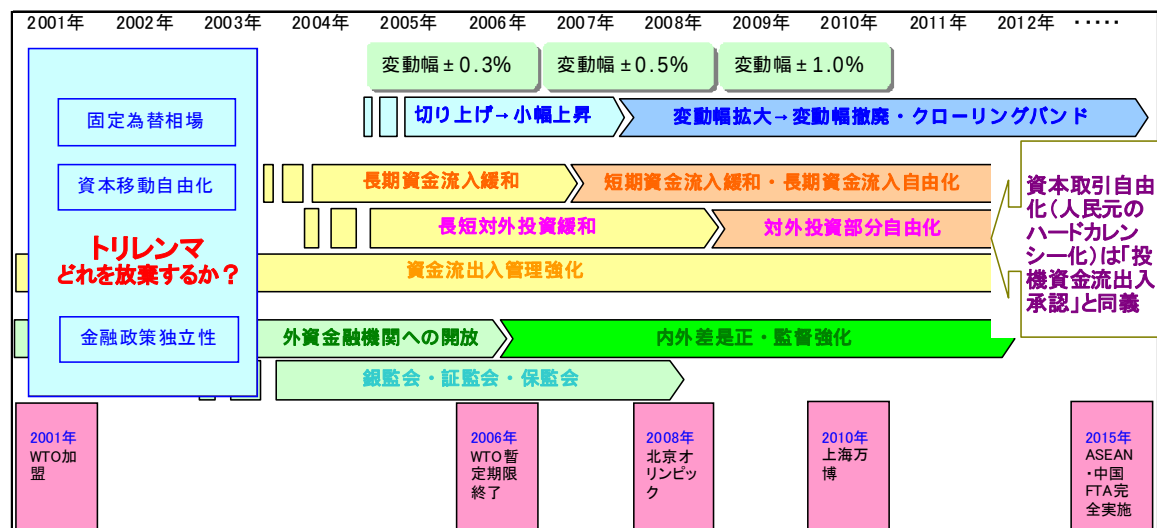
³ 3月18日の記者会見で温家宝首相は「この目標を達成させるのは、容易ではない。」と発言。

05年07月21日 人民元切り上げ 1ドル8.2765元→8.1100元 中国人民银行公告〔2005〕第16号
05年08月09日(8月2日付):「対顧客人民元対外貨為替先物予約取り扱い拡大に関する通知」
05年08月10日(8月8日付):「外為市場発展加速に関わる問題の通知」
銀行間先物為替市場の新設、直物為替市場への非銀行金融機関、非金融機関の参入条件発表
05年08月15日: 人民元銀行間先物為替市場システム稼働
05年09月 人民元先物取引業務対象銀行拡大
05年09月15日: 外銀数行に対し人民元為替予約業務ライセンスを発行・業務を解禁(当行は第一号批准を取得)
05年09月22日: 統一結算ポジション管理制度 匯発〔2005〕69号
05年09月23日(9月14日付): 銀行為替売買幅に関するルールを改定
05年09月 取引所における米ドル以外の対人民元変動幅拡大(1.5%→3.0%)
05年09月 銀行の対顧客適用相場の値幅拡大
05年11月24日 人民元直物取引におけるマーケットメーカー制制定 匯発〔2005〕86号
06年01月03日 マーケットメーカー制、人民元為替銀行間相対(OTC)取引開始 中国人民银行公告〔2006〕第1号
06年01月24日 人民元金利スワップ取引に関する便宜的通知 銀発〔2006〕27号
06年06月02日 「外為一級交易商許可手続」発表
06年07月06日 マネーブローカー行為規範発表 銀発〔2006〕231号
06年10月25日 先物予約等に係る手続通知 匯発〔2006〕52号
06年12月29日 CFETSクリアリングシステム批准
07年01月04日 SHIBOR正式運行開始
07年04月09日 CFETS新システム稼働
07年05月18日 日中変動幅拡大 ±0.3→0.5%
07年08月20日 銀行間人民元対外貨通貨スワップ業務開始に係る通知 銀発〔2007〕287号
07年09月29日 人民元FRA管理規定 中国人民银行公告〔2007〕第20号

(1) 人民元相場の着地点 「いつまで、どこまで続くのか」

人民元為替政策については、記述の通り、マクロ金融政策の一部とされている事から方向性には当面著変無きものと思われるが、経済環境が著しく変化した場合には、現在の急速な元高進行にブレーキが掛かる可能性は否定出来ない。サブプライム問題の拡大による国際経済全体の鈍化、特に消費の減退が顕在化して来た場合には、内需主導型経済への移行が遅れている中国経済にも悪影響も及ぶであろう。そして早ければ今年年央以降にも、人民元高のペースは緩まって来るものと思われる。

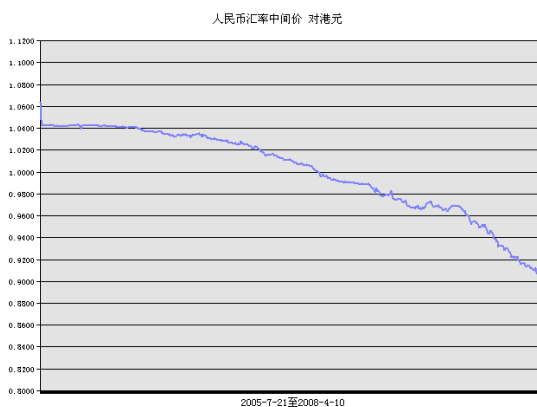
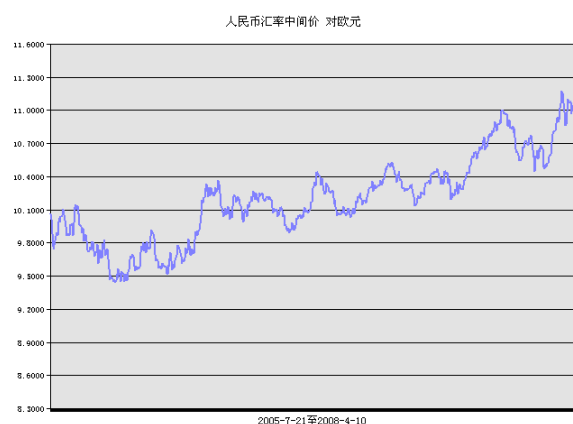
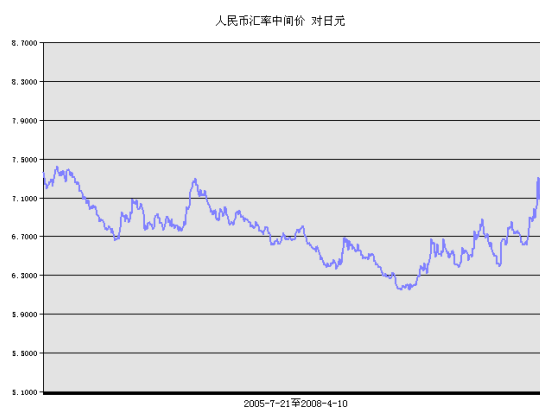
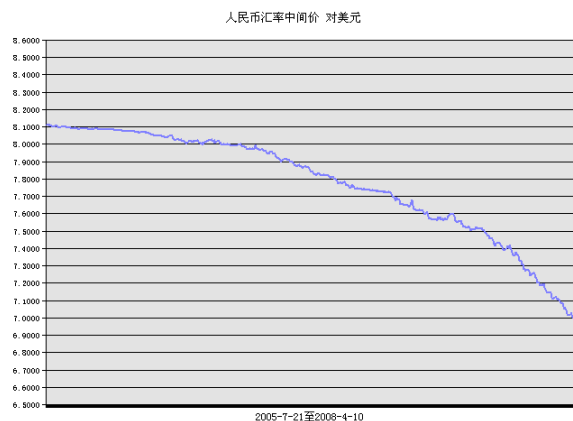
長期的には人民元高トレンドは暫く続くものと思われるが、今までの様な「緩やか」ながらも「一方的」な元高ではなく、変動幅の拡大、資本項目の段階的開放を通じて、より変動の大きな値動きに向って行くものと考え。



(2) 政策方針と市場の思惑 「10%の元高は当然、市場も歪む」

中国に於いて人民元対外貨の先物予約が解禁されて以来、国外為替・金利市場との乖離・収斂が繰り返されて来たが、最近の中国国内市場で注目されているのが、国内外貨資金市場に於ける金利の歪みである。背景としては中国政府・当局による金融引締め・外貨建て債務管理の強化によって、国内外貨資金市場が事実上枯渇してしまった事に加えて、人民元高の急速な進行に伴い人民元先高観測が広がり、人民元対ドル先物市場がドル金利と人民元金利から計算される理論値から大きく人民元高方向に乖離してしまっている事がある。

この結果、中国国内で1年物のドル売り人民元買い予約を締結した場合、10%近く⁴ヘッジコストが掛かる計算となるが、在中国企業は外資系のみならず旺盛なヘッジ意欲を見せており、実需筋はそれ以上の人民元高を見越している証左と言えようか。



(人民銀行 HP より)

以上
(2008年4月11日)

連絡先: 三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 市場業務部

市場営業課 渡辺 巧 (TEL:021-6888-1666 (ex. 2921~2926))

本資料は相場情報の提供を唯一の目的としたもので、投資勧誘を目的としたものではありません。投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。本資料は信頼できる情報源から得た情報に基づき作成したのですが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を暗示するものではありません。本資料は執筆者の見解に基づき作成されたものであり、弊社の統一された見解ではありません。本資料は使用することにより生ずるいかなる種類の損失についても弊社は責任を負いません。本資料は当社の著作物であり、著作権法により保護されています。当社の事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を引用または複製、転送等により使用することを禁じます。また当方の都合で、本レポートの全部または一部を予告なしに変更することがありますので、予めご了承ください。

Copyright 2007 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ(China)Ltd. All rights reserved.

⁴ 3月31日 TTB=6.9839、同1年物先物予約水準=6.4340を元に算出。3月は最大10%に拡大。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**2007年 GDP 成長率 0.5%上方修正して11.9%**:統計局は10日、2007年のGDP成長率改定値を前回発表より0.5%上方修正し11.9%と発表した。産業別にみると、第一、二次産業に大きな修正がなかったのに対して、第三次産業は3,726億元増加し、これに伴いGDP全体に占める割合は1%増加して40.1%となった。なお、2006年のGDP成長率確定値も0.5%上方修正され11.6%となった。

【貿易・投資】

◆**ニュージーランドとFTA調印 先進国との初の締結**:中国は7日、ニュージーランド(N. Z.)との「自由貿易協定(FTA)」に調印した。先進国とは初のFTA締結となる。N. Z. は2015年までに中国からのすべての輸入品に対する関税を、中国は2018年までにN. Z. からの輸入品の97.2%に対する関税を段階的に撤廃する。10月1日発効の予定。中国国内で資源不足感の高まり、食品物価の上昇が進む中、N. Z. からの主要な輸入品である乳製品、羊毛、果物、木材等の原料・一次加工品が歓迎されるようになってきたこともFTA締結の背景にある模様。

◆**環境保護を推進「国家エコロジー工業モデル園區」を批准**:環境保護総局、商務部、科学技術部は3月末、共同で蘇州工業園區、蘇州ハイテク産業開發区、天津經濟技術開發区を「国家エコロジー工業モデル園區」に批准した。昨年12月公布の「国家エコロジー工業モデル区管理弁法(試行)」に基づくもので、厳しい環境基準をクリアした上での認可となった。園區の建設を通じ、従来の大量生産・消費・廃棄型経済から、クリーン生産を始めとする循環型経済への転換、産業のハイテク化を実現し、省エネ・汚染排出削減に取り組むとしている。

◆**国務院 天津濱海新区総合保税区の設立を認可**:国務院は先般、天津濱海新区の発展推進を目指した重点施策の一環として天津濱海新区総合保税区の設立を認可した。同区は保税区、保税物流園區、輸出加工区の機能を併せ持ち、国内最大の開放度を有する。保税区空港物流加工区に位置し、面積は195.63ヘクタール。エアバス社の工場建設プロジェクトが既に着工しており、中国北部空輸センターの建設、航空産業プロジェクトの集中化も予定され、これらのプロジェクトが同区の発展に大きく貢献することが期待されている。

【金融・為替】

◆**QDII 投資先を米国に拡大**:中国銀行業監督管理委員会は7日、QDII(適格国内機関投資家)の資格を有する金融機関に対し、米国の株式市場での投資を認めることについて、米国証券取引委員会との間で合意したことを明らかにした。QDIIの投資先は、従来の香港、シンガポール、英国、日本に米国が加わり、5ヶ国・地域となった。なお、2007年末迄に、23の中資、外資金融機関がQDII資格を取得しており、うち16機関が262のQDIIファンドを設定し、投資金額は人民元建てで414億元、米ドル建てで12億ドルに上る。

◆**預金準備率 0.5%引上げ16.0%へ**:人民銀行(中央銀行)は16日、金融機関の人民元預金準備率を0.5%引き上げ、16.0%とすることを発表した。実施は25日。今年に入って3度目、2007年以降13回目の引き上げとなる。引き続き金融引き締め政策による流動性管理の強化が必要としている。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.04.07	7.0146	7.0013~7.0146	7.0015	-0.0143	6.8161	-0.0053	0.8987	-0.0015	10.9813	0.0486	3.5000	3777.25	160.8700
2008.04.08	7.0015	7.0004~7.0021	7.0008	-0.0007	6.8680	0.0519	0.8986	-0.0001	11.0298	0.0485	3.9000	3790.69	13.4400
2008.04.09	7.0022	7.0015~7.0025	7.0017	0.0009	6.8436	-0.0244	0.8987	0.0001	11.0093	-0.0205	3.9600	3581.82	-208.8700
2008.04.10	6.9920	6.9907~6.9930	6.9916	-0.0101	6.9630	0.1194	0.8975	-0.0012	11.0978	0.0885	3.4600	3642.65	60.8300
2008.04.11	6.9975	6.9941~7.0100	7.0065	0.0149	6.8785	-0.0845	0.8991	0.0017	11.0841	-0.0137	2.8000	3664.84	22.1900

RMB レビュー&アウトルック

前週は7.01台での落ち着いた動きとなった人民元はオープン後、すぐに7.0000近辺まで上昇し為替制度変更後の最高値を更新した。しかし高値警戒感も熾る中、7.0000越えを控えて一旦は足踏みとなったものの、10日には7.0000を上抜け、為替制度変更後初の6台となる6.9907の高値を示現した。人民元は週末にかけて一旦7台まで反落して越週となったが物価上昇圧力が高まる中、引き続き堅調に推移する可能性は高いと言えるだろう。来週は一旦は7.0000を挟んだ神経質な値動きが予想されるものの、3月の消費者物価指数にて引き続き物価上昇圧力の根強さが確認されれば、当局が人民元上昇を容認する可能性が高い。尚、今週11日に3月の貿易統計とマネーサプライが発表となった。貿易統計は急減した2月の水準からは大きく拡大しているが、年初来の3ヶ月累計では約414億ドルとなった。月次の振れは大きいもののこのペースが仮に継続した場合、昨年実績を大きく下回り2006年並の水準となる可能性が高い。莫大な貿易黒字は人民元上昇の根源でもあり、今後の貿易収支の動向は注意を要する。一方のマネーサプライは前年同月比16.29%と依然として中銀目標値は上回るものの、人民元貸出残高の伸びは鈍化しており、一連の金融引き締め策が効果を挙げているといえよう。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。